

奈良市公報

第 276 号

平成24年1月1日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目 次

規 则

- 奈良市消防団員服制規則の一部を改正する規則..... 1
- 奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則..... 3

告 示

- 介護保険法の規定による地域密着型サービス事業者の指定（3件）..... 3
- 一般競争入札の実施（2件）..... 4
- 公共下水道の供用及び下水の処理の開始..... 5
- 予防接種の実施の一部改正（2件）..... 6
- 一般競争入札の実施..... 6
- 放置自転車等の保管（2件）..... 7
- 奈良市サービス付き高齢者向け住宅登録簿閲覧規程..... 7
- 地縁による団体の認可..... 8
- 奈良市都市景観形成地区建造物保存整備費補助金交付要綱の一部を改正する告示..... 8
- 奈良市景観修景助成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示..... 8
- 奈良市予防接種健康被害調査委員会設置要綱の一部を改正する告示..... 8
- 奈良市小児慢性特定疾患対策協議会設置要綱の一部を改正する告示..... 8
- 放置自転車等の保管..... 9
- 都市計画地区計画の決定..... 9
- 住居番号の設定..... 9
- 放置自転車等の処分..... 9
- 放置自転車等の保管..... 9
- 開発行為に関する工事の完了..... 9
- 一般競争入札の実施..... 10
- 開発行為に関する工事の完了..... 10
- 放置自転車等の保管..... 11
- 平成23年度市・県民税納税通知書の公示送達..... 11
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出..... 11
- 生活保護法の規定による医療機関の指定..... 11
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出..... 11
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定..... 12
- 一般競争入札の実施（3件）..... 12
- 奈良市観光センター及び奈良市猿沢観光案内所の休館..... 15
- 生活保護法の規定による施術者の指定..... 15
- 放置自転車等の保管..... 15
- 奈良市認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援

- | | |
|-----------------------------|----|
| 事業補助金交付要綱..... | 16 |
| ○一般競争入札の実施（3件）..... | 21 |
| ○奈良市営・コミュニティ住宅空家入居者の募集..... | 22 |
| ○生活保護法の規定による医療機関の指定..... | 22 |
| ○指定管理者の指定..... | 22 |
| 公 営 企 業 | |
| ○奈良市水道局会計規程の一部を改正する規程..... | 23 |
| ○一般競争入札の実施（2件）..... | 23 |
| ○奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定..... | 24 |
| 教 育 委 員 会 | |
| ○定例教育委員会の開催..... | 24 |
| ○奈良市立柳生公民館の休館..... | 24 |
| 選 挙 管 理 委 員 会 | |
| ○選挙権を有する者の総数の50分の1の数等..... | 24 |

規 则

奈良市消防団員服制規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年12月14日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第63号

奈良市消防団員服制規則の一部を改正する規則

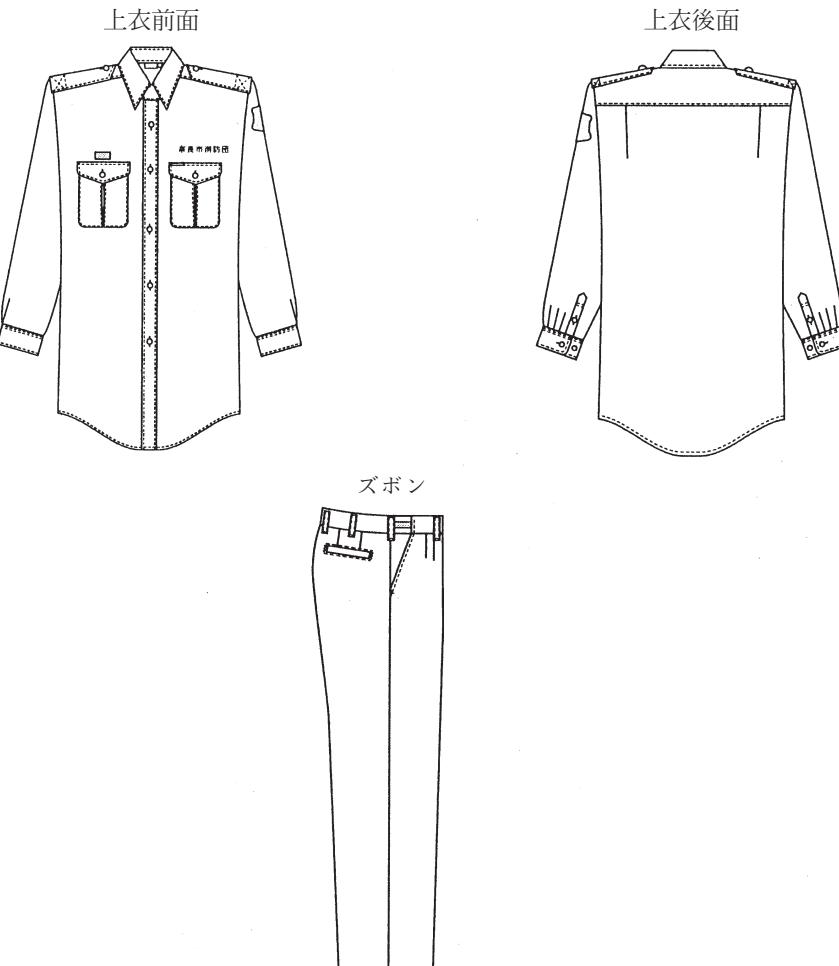
奈良市消防団員服制規則（昭和26年奈良市規則第25号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表盛夏帽の部地質の項中「灰色又は茶褐色」を「濃紺」に改め、同表盛夏服上衣の部を次のように改める。

| | | |
|----------------------------|-----|--|
| 地 質 | | 淡青の合成繊維織物又は混紡織物とする。 |
| 盛 夏 服 上 衣 式 | 前 面 | シャツカラーの長袖とする。 淡青又はその類似色のボタンを1行に付ける。 胸部左ポケット上部にオレンジ色刺しゅう糸で「奈良市消防団」と刺しゅうする。 形状は、図のとおりとする。 |
| | | 長袖カフス付きボタン留めとする。 |
| | 袖 | 外側の端を肩の縫目に縫いこみ、襟側を淡青又はその類似色のボタン1個で留める。 |
| | 肩 章 | |

別表の1の表盛夏服ズボンの部製式の項中「右後腰部」を「両後腰部」に改める。

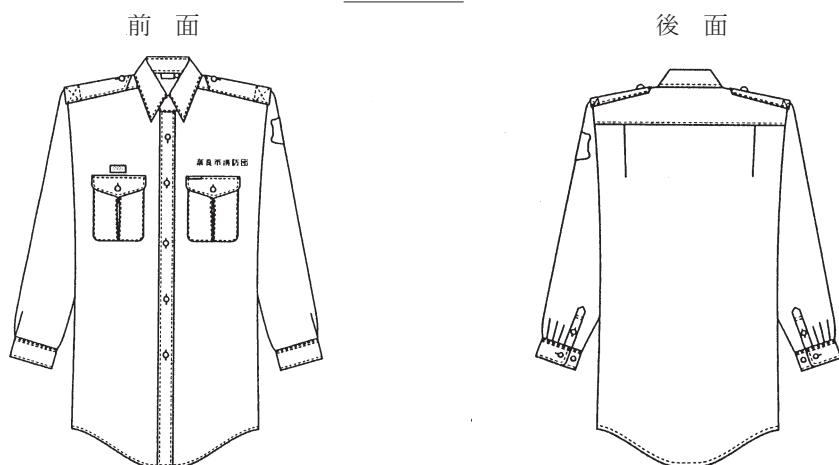
別表の1の表の図盛夏服の部分を次のように改める。

盛夏服

別表の2の表盛夏服上衣の部を次のように改める。

| | | | | | |
|------------------|--------|--------|--|-------------|-------------------------------|
| 盛 夏 服 製 | 前 面 | 地 質 | 淡青の合成繊維織物又は混紡織物とする。 | 上 衣 式 | 打合わせを右上前とする。 形状は、図のとおりとする。 |
| | | 袖 | 長袖にあつては、カフス付きボタン留めとする。 | | |
| | | 肩章 | 外側の端を肩の縫目に縫いこみ、襟側を淡青又はその類似色のボタン1個で留める。 | | |

別表の2の表の図盛夏服の部分を次のように改める。

盛夏服

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市消防団員制服規則をもって定めている男性消防団員の盛夏帽、盛夏服上衣及び盛夏服ズボン並びに女性消防団員の盛夏服上衣は、当分の間、これを用いることができる。

(平成23年12月14日掲示済)

奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年12月14日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第64号

奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市税条例施行規則（昭和46年奈良市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第14条第1号中「条例第95条第1項」の次に「、条例第109条の2第1項、条例第135条の2第1項」を加える。

別記第52号様式中

| | | | | |
|-------|--------|--|----|--|
| 給与所得者 | フリガナ | | 新姓 | |
| | 氏名 | | | |
| 所住 | 1月1日現在 | | | |
| 所 | 異動後 | | | |

| | | | | |
|-------|------|--|----|--|
| 給与所得者 | フリガナ | | 新姓 | |
| | 氏名 | | | |

| 事業所番号 | 事 業 所 | | 事 業 者 | | 指 定 年月日 |
|------------|--------------|-----------------|-------------------|---------------------------------|------------|
| | 所在地 | 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 名 称 | |
| 2990100105 | 奈良市朱雀一丁目7-15 | 認知症対応型デイサービスこと音 | 兵庫県神戸市東灘区森南町2-4-1 | 株式会社ナレッジハンズケアサービス 代表取締役 井内 徹 | 平成23年12月1日 |

(平成23年12月1日掲示済)

奈良市告示第665号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項及び第54条の2第1項の規定により、地域密着型サービス

| | | |
|-------------|--------|------------------|
| 所 得 者 | 生年月日 | 年 月 日 生 |
| | 住 所 | 1月1日 現 在 |
| | 所 | 異動後 |

に

改める。

別記第130号様式の2中

| | |
|---------------------|--------|
| 納付すべき税額の合計 (⑥+⑪) | 円 ⑫ |
|---------------------|--------|

を

| | | | |
|---------------------|---|---|---|
| 納付すべき税額の合計 (⑥+⑪) | 円 | 円 | 円 |
|---------------------|---|---|---|

に

改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- この規則による改正後の奈良市税条例施行規則別記第52号様式の規定は、平成24年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(平成23年12月14日掲示済)

告 示

奈良市告示第666号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項及び第54条の2第1項の規定により、地域密着型サービス事業者を指定しましたので、同法第78条の11及び第115条の20の規定により公示します。

平成23年12月1日

奈良市長 仲川元庸

| 事業所番号 | 事 業 所 | | 事 業 者 | | 指 定 年月日 |
|------------|--------------|-----------------|-------------------|-------------------------------------|------------|
| | 所在地 | 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 名 称 | |
| 2990100105 | 奈良市朱雀一丁目7-15 | 認知症対応型デイサービスこと音 | 兵庫県神戸市東灘区森南町2-4-1 | 株式会社ナレッジハンズ ケアサービス 代表取締役 井内 徹 | 平成23年12月1日 |

事業者を指定しましたので、同法第78条の11及び第115条の20の規定により公示します。

平成23年12月1日

奈良市長 仲川元庸

| 事業所番号 | 事 業 所 | | 事 業 者 | | 指 定 年月日 |
|-------|-------|-----|------------|-----|---------|
| | 所在地 | 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 名 称 | |
| | | | | | |

| | | | | | |
|------------|------------------|------------|----------------|----------------------------|------------|
| 2990100113 | 奈良市西登美ヶ丘七丁目13-31 | フレンド俱楽部学園前 | 奈良市三条大路五丁目2-61 | ウェルコンサル株式会社 代表取締役 井村 昌司 | 平成23年12月1日 |
|------------|------------------|------------|----------------|----------------------------|------------|

(平成23年12月1日掲示済)

奈良市告示第667号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項及び第54条の2第1項の規定により、地域密着型サービス

事業者を指定しましたので、同法第78条の11及び第115条の20の規定により公示します。

平成23年12月1日

奈良市長 仲川元庸

| 事業所番号 | 事業所 | | 事業者 | | 指定期年月日 |
|------------|---------------|--------------|---------------|----------------------------|------------|
| | 所在地 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | 名称 | |
| 2990400034 | 奈良県天理市福住町5504 | グループホームむつみあい | 奈良県天理市福住町5504 | 社会福祉法人 やすらぎ会 理事長 前田 正一郎 | 平成23年12月1日 |

(平成23年12月1日掲示済)

奈良市告示第668号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成23年12月1日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

公共下水道築造工事（単16）法蓮町地内ほか22件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モデル型算出価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

（入札参加者に必要な資格）

- (1) 平成23年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）並びに建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (6) 当該工事に入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある主任技術者又は監理技術者が配置できること。

3 設計図書等を示す日時及び場所**(1) 日時**

告示日から各工事の開札日前日まで（奈良市の休日

を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

奈良市総務部契約室契約課（設計図書等は、奈良市電子入札システムからダウンロードできます。）

4 開札の場所

奈良市役所入札室

5 開札の日時

別表のとおり

以下省略・別表省略

(平成23年12月1日掲示済)

奈良市告示第669号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

なお、この入札は、変動型最低制限価格制度を採用します。詳細は、予定価格及び最低制限価格等の設定に関する事務取扱要領によります。

平成23年12月1日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

(1) 工事名 東部第2-2地区中継ポンプ設置工事
(邑地) 17工区

(2) 工事場所 奈良市邑地町地内他

(3) 工事期間 契約の日から平成24年3月23日までとする。

(4) 工事概要 マンホールポンプ設置工事 8箇所
着脱装置付水中汚水ポンプ 16台
ポンプ制御盤 8面
付帶工 1式

(5) 予定価格 85,170千円（消費税及び地方消費税を除く。）

(6) 最低制限モデル型算出価格 76,653千円（消費税及び地方消費税を除く。）

- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
平成23年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る競争入札参加資格者のうち、機械器具設置工事の資格を有する建設業者であって、次の条件に定める基準を全て満たすものであること。
- (1) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書（有効期間内にある直近のもの。以下「経審」という。）の結果における機械器具設置工事の総合評定値が1000点以上であり、特定建設業の許可を有していること。
 - (2) 平成8年度以降（過去15年間）において、マンホールポンプ設置工事（着脱装置付水中汚水ポンプ及びその制御盤を一体として整備する工事）（設計図書の条件を満たす工事）で地方公共団体・特殊法人・独立行政法人・国の出先機関の発注工事に係る工事を元請として単独又は特定建設工事共同企業体の構成員（出資比率20%以上のものに限る。）としての施工実績を有する者
 - (3) 次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
 - ア 機械器具設置工事に関する技術士法に関する技術士又はこれと同等以上の資格を有する者（指導監督的な実務経験者）であること。
 - イ 「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。
 - ウ 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。
 - (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止
- 3 供用を開始する排水施設の位置

- 期間中でないこと。
- 3 設計図書等を示す日時及び場所
- (1) 日時
平成23年12月1日から平成24年1月24日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
 - (2) 場所
奈良市総務部契約室契約課（設計図書等は、CDによる貸出し又は閲覧とします。）
- 4 開札の場所及び日時
奈良市役所 入札室
平成24年1月25日 午前9時30分
- 以下省略
- (平成23年12月1日掲示済)
-
- 奈良市告示第670号**
- 公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり公示します。
- その関係図書は、平成23年12月1日から2週間、本市建設部下水道室下水道維持課に備え置いて縦覧に供します。
- 平成23年12月1日
- 公共下水道管理者 奈良市
奈良市長 仲川元庸
- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成23年12月15日
 - 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市歌姫町、尼辻南町、あやめ池南三丁目、五条西一丁目、雑司町、大森町、大森西町、古市町、東九条町及び杏町の各一部

| 管渠番号 | 起 点 | 終 点 |
|-------------|-------------------|-------------------|
| 佐紀幹線-150 | 奈良市歌姫町1-4 | 奈良市歌姫町1-5 |
| 佐紀幹線-151 | 奈良市歌姫町1-5 | 奈良市歌姫町5-1 |
| あやめ池南幹線-487 | 奈良市尼辻南町383-1 | 奈良市尼辻南町383-1 |
| 西大寺南幹線-248 | 奈良市あやめ池南三丁目1459-1 | 奈良市あやめ池南三丁目1457-1 |
| 五条幹線-227 | 奈良市五条西一丁目1202-312 | 奈良市五条西一丁目1202-312 |
| 奈良幹線-133 | 奈良市雑司町396 | 奈良市雑司町391 |
| 奈良幹線-134 | 奈良市雑司町396 | 奈良市雑司町513 |
| 大森幹線-69 | 奈良市大森町29街区-1 | 奈良市大森町28街区-8 |
| 大森幹線-70 | 奈良市大森町28街区-1 | 奈良市大森町27街区-1 |
| 大森幹線-71 | 奈良市大森西町1街区-3 | 奈良市大森西町2街区-5 |
| 大森幹線-72 | 奈良市大森西町2街区-5 | 奈良市大森西町1街区-4 |
| 北永井幹線-342 | 奈良市古市町1342-2 | 奈良市古市町1340-2 |
| 大安寺第1幹線-225 | 奈良市東九条町653-2 | 奈良市東九条町650-3 |

| 杏幹線-16 | 奈良市杏町83-1 | 奈良市杏町83-1 | | | | | | | | | | | | |
|--|---|--|----|----|--|------|--------------------|--|------|---|---|------|--------------------|--|
| 杏幹線-17 | 奈良市杏町83-1 | 奈良市杏町83-2 | | | | | | | | | | | | |
| 4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別 分流式 | | 契約方法 委託契約 | | | | | | | | | | | | |
| 5 終末処理場の位置及び名称 大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター (平成23年12月1日掲示済) | | 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項 次に掲げる条件を全て満たしている事業者であること。 (1) 平成23年度において、奈良市物品購入等指名競争入札参加資格者であり、第1希望の入札参加種目が「S1-ソフト・システム関係・インターネット等」であること。 (2) 本市に本店または支店を有する業者であること。 (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。 (4) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。 (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）。 (6) ISMS認証を受けている、またはプライバシーマークを取得していること。 | | | | | | | | | | | | |
| 奈良市告示第671号 平成23年奈良市告示第579号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。 平成23年12月1日 奈良市長 仲川元庸 次のように省略 (平成23年12月1日掲示済) | | 3 実施要項等を示す日時及び場所 (1) 日時 平成23年12月6日（火）から平成23年12月15日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。） (2) 場所 奈良市市民活動部文化振興課 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 北棟4階 | | | | | | | | | | | | |
| 奈良市告示第672号 平成23年奈良市告示第210号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。 平成23年12月1日 奈良市長 仲川元庸 次のように省略 (平成23年12月1日掲示済) | | 4 入札参加申請受付の日時及び申請方法 (1) 日時 平成23年12月6日（火）から平成23年12月15日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。） 送付の場合は、平成23年12月14日（水）必着 (2) 申請方法 直接持参又は送付 (3) 提出場所 奈良市市民活動部文化振興課 〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 北棟4階 | | | | | | | | | | | | |
| 奈良市告示第673号 次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により告示します。 平成23年12月1日 奈良市長 仲川元庸 | | 5 入札及び開札の日時及び場所 (1) 入札の日時 平成23年12月26日（月） 午後1時30分から (2) 開札の日時 入札締切り後、直ちに開札 | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th colspan="2">概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務名称</td> <td colspan="2">生きがい情報総合ネットワーク整備業務</td> </tr> <tr> <td>業務内容</td> <td>1 サイトの構築 ① 各種団体のホームページの作成援助 ② 各種団体のカテゴリ別のリンク集の作成 ③ イベントカレンダーの作成 ④ 各種団体の所在地・催し場所地図ページの作成 ⑤ 新着情報（更新情報）ページの作成 ⑥ アクセスランキングページの作成 2 更新情報提供システムの作成 3 導入設定に係る各種説明会の開催 4 その他、サイトの構築及び運用に関わる業務等</td> <td>2 生きがい情報総合ネットワーク整備業務 奈良市市民活動部文化振興課 〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 北棟4階</td> </tr> <tr> <td>履行期限</td> <td colspan="2">契約の日から平成24年3月22日まで</td> </tr> </tbody> </table> | | | 項目 | 概要 | | 業務名称 | 生きがい情報総合ネットワーク整備業務 | | 業務内容 | 1 サイトの構築 ① 各種団体のホームページの作成援助 ② 各種団体のカテゴリ別のリンク集の作成 ③ イベントカレンダーの作成 ④ 各種団体の所在地・催し場所地図ページの作成 ⑤ 新着情報（更新情報）ページの作成 ⑥ アクセスランキングページの作成 2 更新情報提供システムの作成 3 導入設定に係る各種説明会の開催 4 その他、サイトの構築及び運用に関わる業務等 | 2 生きがい情報総合ネットワーク整備業務 奈良市市民活動部文化振興課 〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 北棟4階 | 履行期限 | 契約の日から平成24年3月22日まで | |
| 項目 | 概要 | | | | | | | | | | | | | |
| 業務名称 | 生きがい情報総合ネットワーク整備業務 | | | | | | | | | | | | | |
| 業務内容 | 1 サイトの構築 ① 各種団体のホームページの作成援助 ② 各種団体のカテゴリ別のリンク集の作成 ③ イベントカレンダーの作成 ④ 各種団体の所在地・催し場所地図ページの作成 ⑤ 新着情報（更新情報）ページの作成 ⑥ アクセスランキングページの作成 2 更新情報提供システムの作成 3 導入設定に係る各種説明会の開催 4 その他、サイトの構築及び運用に関わる業務等 | 2 生きがい情報総合ネットワーク整備業務 奈良市市民活動部文化振興課 〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 北棟4階 | | | | | | | | | | | | |
| 履行期限 | 契約の日から平成24年3月22日まで | | | | | | | | | | | | | |

| | | |
|---|--|---|
| (3) 入札及び開札の場所 奈良市役所 入札室 以下省略 (平成23年12月1日掲示済) <hr/> | | 自転車等放置禁止区域に放置されていたため。 2 移動年月日 平成23年12月5日 3 移動対象区域 近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域 以下省略 (平成23年12月5日掲示済) <hr/> |
| 奈良市告示第674号 奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。 平成23年12月1日 奈良市長 仲川元庸 | | 奈良市告示第676号 奈良市サービス付き高齢者向け住宅登録簿閲覧規程を次のように定める。 平成23年12月5日 奈良市長 仲川元庸 奈良市サービス付き高齢者向け住宅登録簿閲覧規程 (趣旨) 第1条 この規程は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第2項に規定するサービス付き高齢者向け住宅登録簿（以下「登録簿」という。）の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。 (閲覧場所) 第2条 登録簿を閲覧に供する場所（以下「閲覧所」という。）は、次のとおりとする。 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市建設部住宅課 (閲覧時間) 第3条 登録簿の閲覧時間は、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。 (閲覧所の休日) 第4条 閲覧所の休日は、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項各号に掲げる日とする。 (臨時休日等) 第5条 登録簿の整理その他必要があるときは、前2条の規定にかかわらず、閲覧時間を変更し、又は臨時に休日を設けることがある。この場合においては、あらかじめ、その旨を閲覧所に掲示する。 (閲覧の手続) 第6条 登録簿を閲覧しようとする者は、閲覧所に備え付けの閲覧者名簿に住所、氏名及び閲覧理由を記載しなければならない。 (閲覧の停止又は禁止) 第7条 登録簿を閲覧し、又は閲覧しようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、閲覧を停止し、又は禁止することがある。 (1) 登録簿を閲覧所以外の場所に持ち出すおそれがあるとき。 (2) 登録簿を汚損し、若しくは損傷し、又はそれらのおそれがあるとき。 (3) 他の閲覧者に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあるとき。 |
| 1 移動理由 <hr/> | | |
| 奈良市告示第675号 奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。 平成23年12月5日 奈良市長 仲川元庸 | | |

(4) この規程に違反したとき、又は係員の指示に従わなかったとき。
附 則
 この告示は、平成23年12月5日から施行する。
 (平成23年12月5日掲示済)

奈良市告示第677号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成23年12月5日

奈良市長 仲川元庸

- 1 名称
西城戸町自治会
 - 2 規約に定める目的
区域における住民相互の連絡、環境の整備、本会所有施設の維持管理等良好な地域社会の維持および形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、そのための不動産または不動産に関する権利等を保有する。
 - 3 区域
奈良市西城戸町全域
 - 4 事務所
奈良市西城戸町14番地の1
 - 5 代表者の氏名及び住所
喜多倫生
奈良市西城戸町18番地の2
 - 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無
いずれもなし
 - 7 代行者の有無
なし
 - 8 規約に定めた解散の事由
地方自治法第260条の20第2号から第5号までの規定によるほか、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て解散する。
 - 9 認可年月日
平成23年12月2日
- (平成23年12月5日掲示済)

奈良市告示第678号

奈良市都市景観形成地区建造物保存整備費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成23年12月6日

奈良市長 仲川元庸

奈良市都市景観形成地区建造物保存整備費補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市都市景観形成地区建造物保存整備費補助金交付要綱（平成6年奈良市告示第100号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、次項に定める額を限度とし、当該

補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
第5条第1項第1号及び第2号中「以内の額」を削る。
附 則
 この告示は、平成23年12月6日から施行する。
 (平成23年12月6日掲示済)

奈良市告示第679号

奈良市景観修景助成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成23年12月6日

奈良市長 仲川元庸

奈良市景観修景助成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市景観修景助成事業補助金交付要綱（平成22年奈良市告示第462号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「得た額」の次に「(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)」を加える。

附 則

この告示は、平成23年12月6日から施行する。

(平成23年12月6日掲示済)

奈良市告示第680号

奈良市予防接種健康被害調査委員会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成23年12月6日

奈良市長 仲川元庸

奈良市予防接種健康被害調査委員会設置要綱の一部を改正する告示

奈良市予防接種健康被害調査委員会設置要綱（昭和61年奈良市告示第83号）の一部を次のように改正する。

第6条中「保健所健康増進課」を「保健予防課」に改める。

附 則

この告示は、平成23年12月6日から施行する。

(平成23年12月6日掲示済)

奈良市告示第681号

奈良市小児慢性特定疾患対策協議会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成23年12月6日

奈良市長 仲川元庸

奈良市小児慢性特定疾患対策協議会設置要綱の一部を改正する告示

奈良市小児慢性特定疾患対策協議会設置要綱（平成14年奈良市告示第508号）の一部を次のように改正する。

第6条中「奈良市保健所健康増進課」を「保健予防課」に改める。

附 則

この告示は、平成23年12月6日から施行し、平成23年4

| | |
|--|--|
| 月1日から適用する。 (平成23年12月6日掲示済) | 年奈良市規則第35号) 第5条の規定により告示します。 平成23年12月8日 奈良市長 仲川元庸 1 処分の根拠 移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。 2 処分対象自転車等の保管場所 奈良市大安寺西二丁目288-1 奈良市自転車等保管施設 3 処分年月日 平成23年12月22日 4 処分対象自転車等の移動年月日 平成23年9月1日、同月6日、同月8日、同月12日から同月13日まで、同月16日、同月26日から同月27日まで及び同月29日 (平成23年12月8日掲示済) |
| 奈良市告示第682号 奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。 平成23年12月6日 奈良市長 仲川元庸 | 1 移動理由 自転車等放置禁止区域に放置されていたため。 2 移動年月日 平成23年12月6日 3 移動対象区域 近鉄富雄駅周辺、近鉄学園前駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域 以下省略 (平成23年12月6日掲示済) |
| 奈良市告示第683号 都市計画法(昭和43年法律第100号)第19条第1項の規定により大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設設計画)地区計画を決定しましたので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を奈良市都市整備部都市計画室都市計画課において公衆の縦覧に供します。 平成23年12月7日 奈良市長 仲川元庸 | 奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。 平成23年12月8日 奈良市長 仲川元庸 1 移動理由 自転車等放置禁止区域に放置されていたため。 2 移動年月日 平成23年12月8日 3 移動対象区域 近鉄新大宮駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域 以下省略 (平成23年12月8日掲示済) |
| 奈良市告示第684号 奈良市住居表示に関する条例(昭和42年奈良市条例第21号)第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。 平成23年12月7日 奈良市長 仲川元庸 次のとおり省略 (平成23年12月7日掲示済) | 奈良市告示第687号 都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。 なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。 平成23年12月9日 奈良市長 仲川元庸 1 許可の年月日及び番号 平成23年8月18日 奈良市指令都整開 第11A-16号 2 檢査済証の交付年月日及び番号 開発行為 平成23年12月9日 第1284号 公共施設 平成23年12月9日 第572号 3 開発区域に含まれる地域 奈良市東九条町555番 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 奈良県天理市別所町81番地8 |

株式会社 山金 取締役社長 齊藤 三代治
 5 公共施設の種類、位置及び区域
 (1) 道路
 奈良市東九条町555番の一部
 (2) 下水道
 奈良市東九条町555番の一部
 (3) 管路敷
 奈良市東九条町555番の一部
 (平成23年12月9日掲示済)

奈良市告示第688号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6 第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成23年12月12日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

| 項目 | 概要 |
|------|---|
| 業務名 | 平成23年度奈良市民意識調査業務 |
| 業務内容 | 市政に対する市民の意識とその動向を把握し、市政の関心度や行政効果を測定して、今後の住みよいまちづくりに向けての将来計画と、市政運営上の基礎資料とするため実施する。 |
| 委託期間 | 契約日から平成24年3月26日まで |
| 調査区域 | 奈良市全域 |
| 契約形式 | 委託契約 |

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている事業者であること。

- (1) 平成23年度において、奈良市物品購入等指名競争入札参加資格者であること。
- (2) 関西に本店を有する者又は関西に支店・営業所等を有し、かつ、契約締結の代理人を置く者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止

期間中でないこと。

(7) 過去2年以内において、地方公共団体、特殊法人、独立行政法人又は国の出先機関の発注業務において、本入札の業務と同種・類似業務の受託実績（平成21年4月1日から平成23年3月31日の間に完了した業務）を有する事業者であること。

3 募集要項等を示す日時及び場所**(1) 日時**

平成23年12月12日（月）から12月21日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 総合政策部秘書室広報広聴課 中央棟5階

4 入札参加申請受付の日時及び申請方法**(1) 日時**

平成23年12月12日（月）から12月21日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出方法

直接持参

(3) 提出場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 総合政策部秘書室広報広聴課（担当：広聴係）中央棟5階

5 入札及び開札の日時及び場所**(1) 入札の日時**

平成24年1月11日（水）午後1時30分

(2) 開札の日時

入札締切り後、直ちに開札

(3) 入札及び開札の場所

奈良市役所 入札室

以下省略

（平成23年12月12日掲示済）

奈良市告示第689号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成23年12月12日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成23年6月7日 奈良市指令都整開 第11A-7号
平成23年12月7日 奈良市指令都整開 第11A-7-1号

2 檢査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成23年12月12日 第1285号
公共施設 平成23年12月12日 第573号

- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市西大寺宝ヶ丘651番の一部、712番4、712番5、712番7、713番2、713番3、715番7、716番1、717番1、718番1、737番3の一部、737番4及び737番5の一部
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大和郡山市城南町5番37号
プレステ株式会社 代表取締役 吉本 剛二
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
(1) 道路
奈良市西大寺宝ヶ丘651番の一部、712番4、712番5、712番7、713番2、715番7、716番1の一部、717番1の一部、718番1の一部、737番3の一部、737番4及び737番5の一部
- (2) 下水道
奈良市西大寺宝ヶ丘712番4の一部、713番2の一部、715番7の一部、716番1の一部、717番1の一部及び718番1の一部
(平成23年12月12日掲示済)

奈良市告示第690号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年12月12日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成23年12月12日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺及び近鉄大和西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域
- 以下省略
(平成23年12月12日掲示済)

奈良市告示第691号

平成23年度市・県民税納税通知書を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は総務部税務室市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付します。

平成23年12月12日

奈良市長 仲川元庸

| | |
|---------------|--------|
| 1 この通知書の発送年月日 | 別紙のとおり |
| 2 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |

別紙省略

(平成23年12月12日掲示済)

奈良市告示第692号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成23年12月12日

奈良市長 仲川元庸

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 廃止年月日 |
|--------------------|--------------------------------|-------------|
| なかがわ呼吸器科・アレルギー科医院 | 奈良県奈良市朱雀六丁目20-1朱雀医療ビル102号 | 平成23年11月30日 |
| 医療法人社団尚歯会 ブランカ歯科医院 | 奈良県奈良市二条大路南一丁目3-1イトーヨーカドー奈良店5階 | 平成23年10月31日 |

(平成23年12月12日掲示済)

奈良市告示第693号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成23年12月12日

奈良市長 仲川元庸

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 指定年月日 |
|-------------------|--------------------------------|------------|
| なかがわ呼吸器科・アレルギー科医院 | 奈良県奈良市朱雀五丁目3-8 | 平成23年12月1日 |
| ブランカ歯科医院 | 奈良県奈良市二条大路南一丁目3-1イトーヨーカドー奈良店5階 | 平成23年11月1日 |

(平成23年12月12日掲示済)

奈良市告示第694号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成23年12月12日

奈良市長 仲川元庸

| 指定介護機関 | | 廃止した施設又は廃止した事業の種類 | 廃止年月日 |
|--------|-----|-------------------|-------|
| 名称 | 所在地 | | |
| | | | |

| 開設者 | | | |
|-------------------|----------------------------|------------------------------|----------------------------|
| 名称 | 主たる事務所の所在地 | | |
| なかがわ呼吸器科・アレルギー科医院 | 奈良県奈良市朱雀六丁目20-1 朱雀医療ビル102号 | 居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導 | 平成23年11月30日 平成23年11月30日 |
| 中川 勝裕 | 奈良県奈良市西登美ヶ丘四丁目19-13 | | |

(平成23年12月12日掲示済)

奈良市告示第695号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2 第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

| 指定介護機関 | | 施設又は実施する事業の種類 | 指定年月日 |
|-------------------|---------------------|------------------------------|--------------------------|
| 名称 | 所在地 | | |
| 開設者 | | | |
| 名称 | 主たる事務所の所在地 | | |
| なかがわ呼吸器科・アレルギー科医院 | 奈良県奈良市朱雀五丁目3-8 | 居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導 | 平成23年12月1日 平成23年12月1日 |
| 中川 勝裕 | 奈良県奈良市西登美ヶ丘四丁目19-13 | | |

(平成23年12月12日掲示済)

奈良市告示第696号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6 第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成23年12月13日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 物品名 災害用備蓄毛布
- (2) 詳細 別紙仕様書のとおり
- (3) 納入場所 別紙仕様書のとおり
- (4) 納入期限 平成24年3月30日（金）
- (5) 担当課 市民安全課

電話 0742-34-4930

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 平成23年度において本市が発注する物品購入等の契約に係る競争入札参加資格者で、告示日において、入札参加希望種目のうち、主とする業種（第1希望）が「(F)衣料類」の「(1)寝具」、「(2)被服・縫製」、「(3)靴・かばん」、「(4)テント・シート」若しくは「(5)その他」として登録されているもの、若しくは「(P)消防」の「(1)消防自動車・ポンプ・防火器具等」若しくは「(2)その他（消防設備点検）」として登録されているもの、又は入札参加希望種目のうち、いずれかの業種（第1

～第3希望）が「(Z)その他」の「(5)防災用品（備蓄倉庫・非常食等）」として登録されているものであること。ただし、平成23年度に新規登録された者は、入札参加できません。

- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

3 入札参加申請に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類を各1部提出してください。
 - ア 一般競争入札参加申請書
 - イ 入札物品（規格品、同等品又は同等品以上の物品）の詳細がわかるもの（カタログ等）

(2) 入札参加申請方法

平成23年12月13日（火）から平成23年12月28日（水）まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、奈良市総務部契約室契約課に(1)の書類を持参してください。

なお、同等品又は同等品以上の物品で入札する場合は、入札参加申請の前に、市民安全課の承認を受けてください。

(3) 入札参加者の決定通知

平成24年1月11日（水）までに入札参加申請者に通知します。入札参加決定通知後において入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

| | |
|---|---|
| <p>4 質疑に関する事項</p> <p>仕様に関して質疑がある場合は、指定の質疑書に質疑内容を記入のうえ、電子メール又は持参により提出してください。</p> <p>(1) 提出日時 平成23年12月20日（火）午前9時から午後4時まで</p> <p>(2) 提出先 奈良市総務部契約室契約課 メールアドレス keiyaku@city.nara.lg.jp</p> <p>(3) 回答日 質問に対する回答は、平成23年12月22日（木）午前9時から午後4時までに電子メールで送付します。又契約課において閲覧に供します。</p> <p>5 入札に関する事項</p> <p>(1) 入札方法 持参入札 入札書は、封筒に入れて封印し、封筒中央に「入札書」の文字、封筒裏面に業者名を記入してください。 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>(2) 入札の日時 平成24年1月17日（火）午前9時30分。入札完了と同時に開札</p> <p>(3) 入札の場所 奈良市役所 西棟1階 入札室</p> <p>(4) 入札の回数 2回を限度とします。</p> <p>(5) 入札の成立 入札者が1人のときは、入札は成立しないものとします。</p> <p>(6) 入札保証金 入札に際し、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければなりません。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。</p> <p>(7) 入札の無効 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。 ア 入札に参加する資格のない者のした入札 イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類が同封されていない入札 ウ 入札書に記名押印のない入札 エ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札 オ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札 カ 入札金額を訂正した入札 キ 入札書に物品名のない、又は間違いのある入札</p> | <p>ク 入札書の日付が入札日でない入札 ケ その他市長の定める入札条件に違反した入札 以下省略・別紙省略</p> <p style="text-align: right;">(平成23年12月13日掲示済)</p> <p>奈良市告示第697号</p> <p>次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。</p> <p style="text-align: center;">平成23年12月13日</p> <p style="text-align: right;">奈良市長 仲川元庸</p> <p>1 入札に付する事項</p> <p>(1) 物品名 発電機 (2) 詳細 別紙仕様書のとおり (3) 納入場所 別紙仕様書のとおり (4) 納入期限 平成24年3月30日（金） (5) 担当課 市民安全課 電話 0742-34-4930</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項</p> <p>入札に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。</p> <p>(1) 平成23年度において本市が発注する物品購入等の契約に係る競争入札参加資格者で、告示日において、入札参加希望種目（主とする業種；第1希望）が「(P)消防」の「(1)消防自動車・ポンプ・防火器具等」若しくは「(2)その他（消防設備点検）」として登録されているもの、又は入札参加希望種目のうちいずれかの業種（第1～第3希望）が「(2)その他」の「(5)防災用品（備蓄倉庫・非常食等）」として登録されているものであること。ただし、平成23年度に新規登録された者は、入札参加できません。</p> <p>(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(3) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。</p> <p>3 入札参加申請に関する事項</p> <p>(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類を各1部提出してください。</p> <p>ア 一般競争入札参加申請書 イ 入札物品（規格品、同等品又は同等品以上の物品）の詳細がわかるもの（カタログ等）</p> <p>(2) 入札参加申請方法 平成23年12月13日（火）から平成23年12月28日（水）まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、奈良市総務部契約室契約課に(1)の書類を持参してください。なお、同等品又は同等品以上の物品で入札する場合は、入札参加申請の前に、市民安全課の承認を受けてください。</p> |
|---|---|

(3) 入札参加者の決定通知
平成24年1月11日（水）までに入札参加申請者に通知します。入札参加決定通知後において入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

4 質疑に関する事項

仕様に関して質疑がある場合は、指定の質疑書に質疑内容を記入のうえ、電子メール又は持参により提出してください。

(1) 提出日時

平成23年12月20日（火）午前9時から午後4時まで

(2) 提出先

奈良市総務部契約室契約課

メールアドレス keiyaku@city.nara.lg.jp

(3) 回答日

質疑に対する回答は、平成23年12月22日（木）午前9時から午後4時までに電子メールで送付します。又契約課において閲覧に供します。

5 入開札に関する事項

(1) 入札方法

持参入札

入札書は、封筒に入れて封印し、封筒中央に「入札書」の文字、封筒裏面に業者名を記入してください。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入開札の日時

平成24年1月17日（火）午前10時00分。入札完了と同時に開札

(3) 入開札の場所

奈良市役所 西棟1階 入札室

(4) 入札の回数

2回を限度とします。

(5) 入札の成立

入札者が1人のときは、入札は成立しないものとします。

(6) 入札保証金

入札に際し、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければなりません。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

(7) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類が同封されていない入札

ウ 入札書に記名押印のない入札

エ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

- オ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
- カ 入札金額を訂正した入札
- キ 入札書に物品名のない、又は間違いのある入札
- ク 入札書の日付が入札日でない入札
- ケ その他市長の定める入札条件に違反した入札

以下省略・別紙省略

（平成23年12月13日掲示済）

奈良市告示第698号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成23年12月13日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 物品名 防災倉庫
- (2) 詳細 別紙仕様書のとおり
- (3) 納入場所 別紙仕様書のとおり
- (4) 納入期限 平成24年3月30日（金）
- (5) 担当課 市民安全課
電話 0742-34-4930

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 平成23年度において本市が発注する物品購入等の契約に係る競争入札参加資格者で、告示日において、入札参加希望種目のうち、主とする業種（第1希望）が「(P)消防」の「(1)消防自動車・ポンプ・防火器具等」若しくは「(2)その他（消防設備点検）」として登録されているもの、又は入札参加希望種目のうちいずれかの業種（第1～第3希望）が「(Z)その他」の「(5)防災用品（備蓄倉庫・非常食等）」として登録されているものであること。ただし、平成23年度に新規登録された者は、入札参加できません。

- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (3) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

3 入札参加申請に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類を各1部提出してください。
 - ア 一般競争入札参加申請書
 - イ 入札物品（規格品、同等品又は同等品以上の物品）の詳細がわかるもの（カタログ等）

(2) 入札参加申請方法

平成23年12月13日（火）から平成23年12月28日（水）まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

に、奈良市総務部契約室契約課に(1)の書類を持参してください。

なお、同等品又は同等品以上の物品で入札する場合は、入札参加申請の前に、市民安全課の承認を受けてください。

(3) 入札参加者の決定通知

平成24年1月11日（水）までに入札参加申請者に通知します。入札参加決定通知後において入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

4 質疑に関する事項

仕様に関する質疑がある場合は、指定の質疑書に質疑内容を記入のうえ、電子メール又は持参により提出してください。

(1) 提出日時

平成23年12月20日（火）午前9時から午後4時まで

(2) 提出先

奈良市総務部契約室契約課

メールアドレス keiyaku@city.nara.lg.jp

(3) 回答日

質疑に対する回答は、平成23年12月22日（木）午前9時から午後4時までに電子メールで送付します。又契約課において閲覧に供します。

5 入札に関する事項

(1) 入札の方法

持参入札

入札書は、封筒に入れて封印し、封筒中央に「入札書」の文字、封筒裏面に業者名を記入してください。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時

平成24年1月17日（火）午前10時30分。入札完了と同時に開札

(3) 入札の場所

奈良市役所 西棟1階 入札室

(4) 入札の回数

2回を限度とします。

(5) 入札の成立

入札者が1人のときは、入札は成立しないものとします。

(6) 入札保証金

入札に際し、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければなりません。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

(7) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類が同封されていない入札

ウ 入札書に記名押印のない入札

エ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

オ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

カ 入札金額を訂正した入札

キ 入札書に物品名のない、又は間違のある入札

ク 入札書の日付が入札日でない入札

ケ その他市長の定める入札条件に違反した入札

以下省略・別紙省略

（平成23年12月13日掲示済）

奈良市告示第699号

奈良市觀光センター条例（昭和59年奈良市条例第14号）第3条の4第2項及び奈良市觀光案内所規則（平成21年奈良市規則第60号）第5条ただし書の規定により次のとおり休館します。

平成23年12月13日

奈良市長 仲川元庸

| 施設名 | 休館日 |
|------------|-------------|
| 奈良市觀光センター | 平成23年12月30日 |
| 奈良市猿沢觀光案内所 | ～平成24年1月3日 |

（平成23年12月13日掲示済）

奈良市告示第700号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成23年12月13日

奈良市長 仲川元庸

| 指定施術者の氏名 | 施術の種類 | 指定年月日 |
|-------------------|--------------------|----------------|
| 施術所の名称 | 施術所の所在地 | |
| 上田 大樹 | 柔道整復 | |
| うえだ整骨院 (上田 大樹) | 奈良県奈良市朱雀 三丁目7-6 | 平成23年 12月1日 |

（平成23年12月13日掲示済）

奈良市告示第701号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年12月13日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日
平成23年12月13日

3 移動対象区域
近鉄富雄駅周辺、近鉄学園前駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成23年12月13日掲示済)

奈良市告示第702号

奈良市認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成23年12月15日

奈良市長 仲川元庸

奈良市認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 認知症高齢者グループホーム（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第18号に規定する認知症対応型共同生活介護及び同法第8条の2第17号に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護を行う事業所をいう。）及び小規模多機能型居宅介護事業所（介護保険法第8条第17号に規定する小規模多機能型居宅介護を行う事業所をいう。）（以下「グループホーム等」という。）において実施する耐震改修等の防災補強改修及び利用者等の安全性確保のための老朽化に伴う大規模な修繕等に要する経費について、予算の範囲内において奈良市認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、社会福祉法人の助成申請手続きに関する条例（昭和47年奈良市条例第23号）及び奈良市補助金等交付規則（昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業者)

第2条 補助金の交付を受けることができる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するグループホーム等を設置する事業者とする。

- (1) 介護保険法に定める指定地域密着型サービス事業者として指定を受けた事業者又は指定を受ける見込みがあること。
- (2) 次条に規定する補助対象事業終了から10年以上、グループホーム等の事業を継続して行うこと。
- (3) 法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告（当該申告の義務を有する者に限る。）を行い、かつ、本市の市税（法人の市民税、固定資産税及び都市計画税、軽自動車税、特別土地保有税並びに事業所税とする。）を滞納していないこと。
- (4) グループホーム等の事業運営内容が老人福祉法（昭和38年法律第133号）及び介護保険法並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第34号）に適合

すること。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付を受けることができる事業（以下「補助対象事業」という。）は、介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領（平成22年12月22日老発1222第2号厚生労働省老健局長通知）に規定する認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業の対象となる事業とする。ただし、次に掲げる事業については、補助の対象としない。

(1) 既に実施している事業

(2) 他の補助制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業

(3) 土地の買収又は整地等個人又は法人の資産を形成する事業

(4) 職員の宿舎、施設の車庫又は倉庫の建設に係る事業

(5) その他施設等の整備に関する事業として適当と認められない事業

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額と総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額を控除した実支出額とを比較して少ない方の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、1事業所につき6,500,000円を限度とする。

(補助金交付申請の添付書類)

第6条 規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 申請額算出内訳書（別記第1号様式）

(2) 事業計画書（別記第2号様式）

(3) 誓約書（別記第3号様式）

(4) 市税の滞納がないことの証明書（申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。）

(5) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付の条件)

第7条 この要綱による補助金の交付の決定には、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しないこと。
- (2) 事業者は、市長の承認を受けて財産を処分すること

により、収入が生じた場合には、その収入の全部又は一部を市に納付することがあること。

- (3) 事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、当該補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。
- (4) 事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管すること。
- (5) 事業者は、補助対象事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（別記第4号様式）により速やかに市長に報告すること。この場合において、市長は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (6) 事業者は、補助対象事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾しないこと。
- (7) 事業者は、補助対象事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市が行う契約手続の取扱いに準拠すること。

（完了実績報告の添付書類）

申請額算出内訳書

（単位：円）

| 総事業費 A | 補助対象経費の 実支出額 B | 寄附金その 他の収入額 C | 差引額 $D = A - C$ | 補助金の額 E |
|-----------|----------------------|---------------------|--------------------|------------|
| | | | | |

- （注）
 1 A欄には、防災改修等整備費の額を記入すること。
 2 E欄には、B欄及びD欄の額を比較していずれか低い額を記入すること。

第8条 規則第14条第2号に規定する市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 精算額算出内訳書（別記第5号様式）
- (2) 事業実績報告書（別記第6号様式）
- (3) その他市長が必要と認める書類
(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この告示は、平成23年12月15日から施行する。

第2号様式(第6条関係)

事業計画書

1 対象施設の概要

(1) 施設の名称、運営法人、所在地及び定員数

ア 名 称:

イ 運営法人:

ウ 所 在 地:

エ 定 員 数: 定員 人 (ユニット数:)

(2) 補助対象事業の目的及び効果

ア 目 的:

イ 効 果:

2 事業内容

(1) 施設の規模及び構造

ア 敷地の所有関係 (自己所有・借地) ※いずれかを○で囲んでください。

イ 建物の所有関係 (自己所有・借家) ※いずれかを○で囲んでください。

ウ 建物の面積 延べ床面積 m²

(2) 財源内訳

ア 補 助 金 円

イ 補助事業者負担金 円

(内訳) 寄 附 金 円

借 入 金 円

ウ 合 計 円

(3) 施工期間

ア 契約年月日 年 月 日

イ 着工年月日 年 月 日

ウ 竣工年月日 年 月 日

(4) その他添付書類

ア 入札結果及び契約締結報告書

イ 工事請負契約書(原本写)

ウ 配置図、平面図(部屋等ごとの面積が入ったもので、専有・共有部分を色分けにより明示したもの)、求積図

エ 設計図書等

オ 工事費等内訳書

カ 工事着工届(写)

キ 工事工程表(様式自由)

ク 誓約書(別紙)

ケ その他市長が必要と認める書類

誓約書

年月日

(宛先) 奈良市長

(宛先) 奈良市長

年月日

事業者所在地
法人名
代表者名

(印)

は、奈良市認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業補助金の交付申請に当たり、防災改修等整備から10年以上継続して施設の運営及び管理を行うことを誓約します。

附則

(印)

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年月日付 第 号で補助金の交付の決定を受けた奈良市認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、下記のとおり報告します。

記

1 施設の名称

2 事業実績報告による精算額 金 円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要補助金返還相当額) 金 円

4添付書類

3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の債算内訳等

精算額算出内訳書

第6号様式(第8条関係)

事業実績報告書

済用公報

平成24年1月1日
(日曜日)

| 総事業費 A | 補助対象経費の 実支出額 B | 寄附金その 他の収入額 C | 差引額 $D = A - C$ | 補助金の額 E |
|-----------|----------------------|---------------------|--------------------|------------|
| | | | | |

(注) 1 A欄には、防災改修等整備費の額を記入すること。

2 E欄には、B欄及びD欄の額を比較していざれか低い額を記入すること。

1 対象施設の概要

(1) 施設の名称、運営法人、所在地及び定員数

ア 名 称：

イ 運営法人：

ウ 所 在 地：

エ 定 員 数：定員 人 (ユニット数：)

(2) 補助対象事業の目的及び効果

ア 目 的：

イ 効 果：

2 事業内容

(1) 施設の規模及び構造

ア 敷地の所有関係 (自己所有・借地) ※いざれかを○で囲んでください。
 イ 建物の所有関係 (自己所有・借家) ※いざれかを○で囲んでください。
 ウ 建物の面積 延べ床面積 m^2

(2) 財源内訳

| | |
|------------|---|
| ア 补助金 | 円 |
| イ 様助事業者負担金 | 円 |
| (内訳) 寄附金 | 円 |
| ウ 借入金 | 円 |

(3) 施工期間

| | | | |
|---------|---|---|---|
| ア 契約年月日 | 年 | 月 | 日 |
| イ 着工年月日 | 年 | 月 | 日 |
| ウ 竣工年月日 | 年 | 月 | 日 |

(4) その他添付書類

- ア 工事請負契約書 (原本写)
- イ 対象事業に要した費用を支払ったことを証する書類の写し (領収書等の写し)
- ウ 建物内外主要部分写真 (工事着工前及び着工後)
- エ その他市長が必要と認める書類

(平成23年12月15日掲示済)

奈良市告示第703号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成23年12月15日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

東部第2-2地区管路施設工事（水間）19工区ほか18件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モデル型算出価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

（入札参加者に必要な資格）

- (1) 平成23年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）並びに建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (6) 当該工事に入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある主任技術者又は監理技術者が配置できること。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の開札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

奈良市総務部契約室契約課（設計図書等は、奈良市電子入札システムからダウンロードできます。）

4 開札の場所

奈良市役所入札室

5 開札の日時

別表のとおり

以下省略・別表省略

(平成23年12月15日掲示済)

奈良市告示第704号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成23年12月15日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 平城浄化センター耐震補強に伴う機械設備工事
- (2) 工事場所 奈良市朱雀三丁目地内
- (3) 工事期間 契約の日から平成24年3月23日までとする。
- (4) 工事概要 この工事は、平城浄化センター耐震補強に伴い建設する仮設ポンプ井に除塵機・主ポンプを設置するものです。
- (5) 予定価格 18,591千円（消費税及び地方消費税を除く。）
- (6) 最低制限基準価格 16,731千円（消費税及び地方消費税を除く。）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成23年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る競争入札参加資格者のうち、機械器具設置工事の資格を有する建設業者であって、次の条件に定める基準を全て満たすこと。

- (1) 近畿2府4県に建設業法第3条に規定する本店又は営業所を有している者
- (2) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書（有効期間内にある直近のもの。以下「経審」という。）の結果における機械器具設置工事の総合評定値が700点以上であること。
- (3) 告示日以前において、1次下請以上として、日本国内で下水道法（昭和33年法律第79号）の定める終末処理場・汚水ポンプ場機械設備工事（撤去工事のみの工事を除く。）の施工実績を有する者であること。
- (4) 当該工事に入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある機械器具設置工事の監理技術者又は主任技術者を1名以上配置できること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

平成23年12月15日から平成24年1月24日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

奈良市総務部契約室契約課（設計図書等は、CDによる貸出し又は閲覧とします。）

4 開札の場所及び日時
奈良市役所 入札室
平成24年1月25日 午前10時00分
以下省略
(平成23年12月15日掲示済)

奈良市告示第705号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6 第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成23年12月15日

奈良市長 仲川元庸

- 1 入札に付する事項
 - (1) 工事名 大安寺第1処理分区管渠改築工事（公8）
 - (2) 工事場所 奈良市法蓮佐保山四丁目地内
 - (3) 工期 契約の日から平成24年3月23日までとする。
 - (4) 工事概要 自立管の反転工法又は形成工法による合流式下水道管渠の管渠更生工
(既設管径φ600mm 延長 L=89.75m)
(既設管径φ450mm 延長 L=25.33m)
 - (5) 予定価格 19,242千円（消費税及び地方消費税を除く。）
 - (6) 最低制限基準価格 15,605千円（消費税及び地方消費税を除く。）

- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
平成23年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る競争入札参加資格者のうち、土木一式工事の資格を有する建設業者であって、次の条件に定める基準を全て満たすこと。

- (1) 奈良県内に建設業法第3条に規定する本店又は営業所を有している者
 - (2) 告示日において、財団法人日本下水道新技術推進機構から建設技術審査証明を受けた下水道管渠の更生工法のうち、設計図書の条件を満たす自立管の反転工法又は形成工法に係る協会に属する者であること。又は告示日以前において、下水道管渠の更生工法のうち、設計図書の条件を満たす自立管の反転工法又は形成工法に係る工事を元請として単独又は特定建設工事共同企業体の構成員（出資比率20%以上のものに限る。）としての施工実績を有する者
 - (3) 当該工事に入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある土木一式工事の監理技術者又は主任技術者を1名以上配置できること。
 - (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- 3 設計図書等を示す日時及び場所
 - (1) 日時

平成23年12月15日から平成24年1月24日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

- (2) 場所
奈良市総務部契約室契約課（設計図書等は、CDによる貸出し又は閲覧とします。）
- 4 開札の場所及び日時
奈良市役所 入札室
平成24年1月25日 午前10時30分
以下省略
(平成23年12月15日掲示済)

奈良市告示第706号は、奈良市公報
号外第6号に掲載

奈良市告示第707号

奈良市営・コミュニティ住宅空家入居者を次のとおり募集します。

平成23年12月15日

奈良市長 仲川元庸

次のとおり省略

(平成23年12月15日掲示済)

奈良市告示第708号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成23年12月15日

奈良市長 仲川元庸

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 指定年月日 |
|-----------|------------------|------------|
| 富森歯科クリニック | 奈良県奈良市三条大路五丁目5-1 | 平成23年12月1日 |

(平成23年12月15日掲示済)

奈良市告示第709号

奈良市ボランティアセンターの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成23年12月15日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市法蓮町1702番地の1

奈良市ボランティアセンター

- 2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市三条大路一丁目9番10号

社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会

会長 福井 重忠

- 3 指定管理者の指定の期間
平成24年4月1日から平成27年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
- (1) 奈良市ボランティアセンター条例第2条の2に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 奈良市ボランティアセンターの使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 奈良市ボランティアセンターの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

(平成23年12月15日掲示済)

公 営 企 業

奈良市水道局管理規程第9号

奈良市水道局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年12月1日

奈良市水道事業管理者
福村圭司

奈良市水道局会計規程の一部を改正する規程

奈良市水道局会計規程（昭和28年奈良市水道局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第47条に次の2項を加える。

- 3 企業出納員及び現金取扱員は、小切手による納付を受けた場合は、奈良市水道局において発行する納付書、納入通知書及び領収書（昭和55年奈良市水道局告示第9号）本則各項（第6項から第10項までを除く。）に掲げる書類の各片の余白にその旨を表示しなければならない。
- 4 前項の規定は、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関が小切手による納付を受けた場合について準用する。

附 則

この規程は、平成23年12月1日から施行する。

(平成23年12月1日掲示済)

奈良市水道局告示第41号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成23年12月1日

奈良市水道事業管理者
福村圭司

1 入札に付する事項

舗装、奈良市佐保台三丁目地内ほか5件（工事の種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成23年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。

- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市水道局入札参加者等審査会事務要領による。）並びに建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 水道局の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (6) 当該工事の入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある主任技術者又は監理技術者が配置できること。
- ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができません。

3 設計図書等を示す日時及び場所

1 日時

告示日から各工事の開札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

2 場所

水道局業務部経理課（設計図書等は、奈良市水道局電子入札システムからダウンロードできます。）

4 開札の場所

水道局 4階 大会議室（北側）

5 開札の日時

別表のとおり

以下省略・別表省略

(平成23年12月1日掲示済)

奈良市水道局告示第42号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成23年12月15日

奈良市水道事業管理者
福村圭司

1 入札に付する事項

舗装、奈良市疋田町二丁目地内ほか3件（工事の種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成23年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。

(3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分
(奈良市水道局入札参加者等審査会事務要領による。)
並びに建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値に該当する者であること。

(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 水道局の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

(6) 当該工事の入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある主任技術者又は監理技術者が配置できること。
ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができません。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時
告示日から各工事の開札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所
水道局業務部経理課（設計図書等は、奈良市水道局電子入札システムからダウンロードできます。）

4 開札の場所
水道局 4階 大会議室（北側）

5 開札の日時
別表のとおり
以下省略・別表省略

(平成23年12月15日掲示済)

奈良市水道局告示第43号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成23年12月15日

奈良市水道事業管理者
福村圭司

| 名称 | 代表者氏名 | 所在地 | 指定日 |
|--------|-------|-------------------|------------|
| 樋口水道設備 | 樋口雅久 | 大阪府寝屋川市太秦中町33番19号 | 平成23年12月5日 |

(平成23年12月15日掲示済)

教育委員会**奈良市教育委員会告示第23号**

平成23年12月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

平成23年12月2日

奈良市教育委員会

委員長 小谷勝彦

1 日 時
平成23年12月6日（火）
午後1時30分から

2 場 所
奈良市立右京小学校 会議室

3 会議に付すべき事件
教育長報告
(1) 平成24年度予算要求について
議 事
議案第73号 平成23年度奈良市少年指導委員の解嘱及び委嘱について
議案第74号 平成24年度奈良市立中学校夜間学級生徒募集要項について

4 その他の
(1) 奈良市教育委員会の後援・共催にかかる事業について 11月～12月
傍聴受付は、開催日の午後0時30分から午後1時20分までです。定員は15名で定員になり次第、締切させていただきます。

(平成23年12月2日掲示済)

奈良市教育委員会告示第24号

奈良市公民館条例（昭和39年奈良市条例第13号）第2条の4ただし書の規定により、平成24年1月6日から平成24年3月20日まで奈良市立柳生公民館を休館する。

平成23年12月14日

奈良市教育委員会
委員長 小谷勝彦
(平成23年12月14日掲示済)

選挙管理委員会**奈良市選挙管理委員会告示第61号**

平成23年12月2日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりです。

平成23年12月2日

奈良市選挙管理委員会
委員長 河村武
50分の1の数 6,028人
6分の1の数 50,226人
3分の1の数 100,451人
(平成23年12月2日掲示済)